

川崎市健康福祉研究発表会実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日 22 川健健第 257 号 健康福祉局長専決

(目的)

第 1 条 この要綱は、保健、医療及び福祉に携わる者の相互研修及び情報交換の場とするとともに、健康福祉行政の向上を図ることを目的として、川崎市健康福祉研究発表会（以下「研究発表会」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第 2 条 研究発表会は、川崎市（以下「市」という。）が主催し、毎年度 1 回開催する。

(対象者)

第 3 条 研究発表会の参加対象者は、保健、医療及び福祉に携わる者とする。
2 研究発表会において発表しようとする者は、申込書（第 1 号様式）により申込みを行うものとする。

(委員会の設置)

第 4 条 研究発表会の実施に係る基本方針を決定するとともに、第 6 条に規定する表彰の選定を行うため、川崎市健康福祉研究発表会運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2 委員会の構成は、次に掲げる者とし、委員長は健康福祉局医務監をもって充てる。
(1) 健康福祉局医務監、健康福祉局総務部長及び健康安全部長
(2) 保健所長及び福祉事務所長から各 1 人
(3) その他委員長が指名する者

(座長)

第 5 条 発表での座長は健康福祉局長が別に指名し、研究発表会において発表の進行を行うとともに、健康福祉研究発表会座長用審査表（第 2 号様式）により審査を行い、特に優れたものを委員会に推薦する。

(表彰)

第6条 委員会は、前条により推薦を受けたものを、健康福祉研究発表会表彰審査表（第3号様式）により審査し、次の各賞を選定する。

- (1) 優秀賞
- (2) 奨励賞
- (3) 努力賞

2 市は前項各賞の表彰を行う。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（川崎市健康福祉研究発表会表彰要綱の廃止）

2 川崎市健康福祉研究発表会表彰要綱は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式

平成 年度 川崎市健康福祉研究発表会申込書

演 題 名			
発表の分野	<input type="checkbox"/> 地域保健 地域福祉	<input type="checkbox"/> 成人・老人保健 老人福祉	<input type="checkbox"/> 精神保健 障害者福祉
	<input type="checkbox"/> 母子保健 こども施策	<input type="checkbox"/> 歯科保健	<input type="checkbox"/> 健康づくり
	<input type="checkbox"/> 福祉施策	<input type="checkbox"/> 食品衛生	<input type="checkbox"/> 環境衛生
	<input type="checkbox"/> 感染症	<input type="checkbox"/> 動物・衛生害虫	<input type="checkbox"/> 医療・看護
発表形式	<input type="checkbox"/> 一般発表（口演発表） <input type="checkbox"/> 誌上発表		
発 表 者 氏 名		所 属 ・ 団 体 名	
液晶プロジェクターの使用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			

第 2 号様式

健康福祉研究発表会表彰座長用審査表

座長	所 属	
	氏 名	
発表演題	会場名	
	演題名	
	発表者所属	
	発表者氏名	

審査項目	評価得点
健康福祉行政の向上に役立つか	10・8・6・4
目的が明確であり、内容が斬新で具体的か	8・6・4・2
考察が十分で正しく結論が導かれているか	8・6・4・2
発表の仕方、抄録の作成、発表時間が適切か	4・3・2・1
評価点数合計	【 】点
【表彰を推薦する座長の意見欄】	

第3号様式

健康福祉研究発表会表彰審査表

発表演題	会場名	
	演題名	
	発表者所属	
	発表者氏名	

審査項目	座長評価	評価得点
健康福祉行政の向上に役立つか		10・8・6・4
目的が明確であり、内容が斬新で具体的か		8・6・4・2
考察が十分で正しく結論が導かれているか		8・6・4・2
評価点数合計		【 】点
【審査委員の意見欄】		